

# お知らせ

## ◆保育所で働いてみませんか！ 福祉部児童家庭課

石垣市では、市立保育所における保育士、保育補助、給食調理員を随時募集しています。

### ☆保育士募集

石垣市臨時保育士名簿登録制度に基づき、名簿登録していただきます。臨時保育士名簿登録は、市内の市立保育所等で働きたいという方をあらかじめ名簿登録しておき、実際に臨時保育士として雇い入れる際に活用する制度です。

### 【登録資格】

① 石垣市に住所を有する方  
(転入予定者を含む)

② 保育士資格を有する健康な方で、資格を証明する書類が必要です。

【給与】月給約16万4千円(月20日勤務の場合)

※一時金年2回支給 交通費規程支給

【勤務時間】 7時30分～18時30分

※シフト制で早番・遅番あり、土曜保育あり

### ☆保育補助募集

子育て経験者であればどなたでも応募できます。

【給与】日額7,000円

【勤務時間】保育士と同じです。

### ☆パート保育士募集

保育士資格は持っているけど、子育て期間中などで、フルタイムの勤務は今のところは…という方はこちらの働き方もあります。

手続きは、保育士さんと同じく名簿への登録をおこなっていただきます。

【勤務日】週3日以上(月15日以内)、又は週20時間以内

【勤務時間】要相談

【時給】1,083円(週4日・1日4時間勤務の場合)

### ☆給食調理員募集

調理士資格を有している方で、嘱託職員として採用します。

【問合せ先】福祉部 児童家庭課  
0980-82-1704

## ◆平成29年度石垣市難病患者等 渡航費助成事業のお知らせ！ 石垣市健康福祉センター

石垣市では、本市以外の医療機関での通院治療を余儀なくされている石垣市在住の指定

難病患者、特定疾患患者、小児慢性特定疾病児童等、がん患者、妊産婦(妊婦健診、出産)、特定不妊治療中の方の経済的負担軽減のため、予算の範囲内で航空運賃の一部を助成します(往復1万円(片道あたり5千円)。ただし、助成額に満たない場合は実費)。ただし、マイレージ等の特典航空券やクーポン券の利用は助成対象外となります。

申請の際は左記の書類と印鑑、通帳など振込先がわかるものをご持参のうえ、石垣市健康福祉センター窓口へご提出下さい。

### 【指定難病・特定疾患・小児慢性特定疾病】

- ① 助成申請書 ② 助成金請求書
- ③ 航空券の控え等(搭乗者名・搭乗日・区間・運賃を証明できる書類)
- ※小児慢性特定疾病の方は同行者の航空券の控え等も必要です。
- ④ 医療機関の発行する領収書等のコピー
- ⑤ 医療受給者証のコピー ⑥ 医師の意見書

### 【がん治療】

- ① 助成申請書 ② 助成金請求書
- ③ 航空券の控え等(搭乗者名・搭乗日・区間・運賃を証明できる書類)
- ④ 医療機関の発行する領収書等のコピー
- ⑤ 医師の意見書

### 【妊産婦(妊婦健診、出産)】

- ① 助成申請書 ② 助成金請求書
- ③ 航空券の控え等(搭乗者名・搭乗日・区間・運賃を証明できる書類)
- ④ 医療機関の発行する領収書等のコピー
- ⑤ 医師の意見書

### 【特定不妊治療】

- ① 助成申請書 ② 助成金請求書
- ③ 航空券の控え等(搭乗者名・搭乗日・区間・運賃を証明できる書類)
- ④ 医療機関の発行する領収書等のコピー
- ⑤ 医師の意見書

### 【特定不妊治療】

- ① 助成申請書 ② 助成金請求書
- ③ 航空券の控え等(搭乗者名・搭乗日・区間・運賃を証明できる書類)
- ④ 医療機関の発行する領収書等のコピー
- ⑤ 医師の意見書

### 【特定不妊治療】

- ① 助成申請書 ② 助成金請求書
- ③ 航空券の控え等(搭乗者名・搭乗日・区間・運賃を証明できる書類)
- ④ 医療機関の発行する領収書等のコピー
- ⑤ 医師の意見書

### 【特定不妊治療】

- ① 助成申請書 ② 助成金請求書
- ③ 航空券の控え等(搭乗者名・搭乗日・区間・運賃を証明できる書類)
- ④ 医療機関の発行する領収書等のコピー
- ⑤ 医師の意見書

## 国民健康保険加入の皆さまへ 70歳以上の高額療養費の上限額が変わります

③ 航空券の控え等(搭乗者名・搭乗日・区間・運賃を証明できる書類)

④ 医療機関の発行する領収書等のコピー

⑤ 沖縄県が交付する不妊治療費助成承認決定通知書

① 助成申請書、② 助成金請求書、⑥ 医師の意見書(様式)は健康福祉センター窓口、石垣市のホームページから取り寄せることが出来ます。

★ 申請受付は、原則として、受診日から6ヶ月以内となります。

★ 申請は、各年度(4月～翌年2月)1人2回までとなります。

★ 意見書は各年度1回目の申請時のみとなります。

★ 意見書は各医療機関によつて料金が異なります。各自でご確認ください。

【問合せ先】市民保健部 健康福祉センター  
0980-88-0088

## 市民保健部市民生活課 「石垣市民の翼」参加者募集のお知らせ

稚内市と石垣市が友好都市として提携し、今年度で30周年を迎えるにあたり、両地域間の観光並びに文化交流等を充実させ、更なる市民交流の絆を深めることを目的に、石垣市民ツアール「石垣市民の翼」の参加者を募集しています。

【日時】平成29年8月25日(金)～8月28日(月)  
(3泊4日：稚内2泊、旭川1泊)

【募集締切】平成29年8月10日(木)

【参加費用(1名1室利用の場合)】  
旅行終了後に3万円の助成金が受け取れます。  
177,800円↓実負担額147,800円

【申込み先】石垣島トラベルセンター  
0980-83-4040

【問合せ先】市民保健部 市民生活課  
0980-82-1253

※詳細は石垣市ホームページをご覧ください。

国民健康保険加入の皆さまへ  
70歳以上の高額療養費の上限額が変わります

全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、高齢者と若者の間での世代間の公平が図られるよう、負担能力に応じたご負担をいただく必要があります。

そのため、平成29年8月から、**70歳以上の皆さまの高額療養費の上限額が変わります。** 皆さまのご理解をお願いいたします。

◆住民税課税対象者の方(適用区分が「現役並み」の方、「一般」の方)は上限額が変わります。

①現役並み(課税所得145万円以上の方)

外来(個人ごと) : 44,400円  
→ 外来(個人ごと) : **57,600円** (平成29年8月より)

②一般(課税所得145万円未満の方)

外来(個人ごと) : 12,000円  
→ 外来(個人ごと) : **14,000円** (平成29年8月より)

外来+入院(世帯ごと) : 44,400円  
→ 外来+入院(世帯ごと) : **57,600円** (平成29年8月より)

高額療養費制度とは、ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。

上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

※高額療養費の申請は、医療機関等の領収書が必要です。

【問合わせ先】  
市民保健部 健康保険課 ☎0980-82-8126